

用語集

用語集

【あ行】

一次避難所

災害により住居が倒壊・焼失する等の被害を受けた住民を受け入れ、宿泊、給食等の救援を行う施設で、小中学校等の建物をいう。

一時（いつとき）集合場所

火災の延焼等で危険が迫った場合に、防災区民組織を中心に一定の地域や事業所単位に集団を形成して、避難所や避難場所に避難するために一時的に集合する場所。

集合した人の安全が確保されるスペースをもった公園や学校の校庭、大通り上等を、各町会単位に、区が、警察署、消防署等の防災関係機関、防災区民組織、町会、自治会と協議により選定している。

一般病院

20人以上の患者を入院させるための施設を有して医師又は歯科医師が医業を行う事業所をいう。

インフラ（インフラストラクチャー）

都市活動を支える基幹的施設のこと。（道路、下水道、鉄道等）

液状化

主に同じ成分や同じ大きさの砂からなる土でできた地盤が、地震発生で繰り返される振動により、地中の地下水の圧力が高くなり、砂の粒子の結びつきがバラバラとなって地下水に浮いたような状態になることをいう。液状化すると、水よりも比重が重い建物が沈んだり、傾いたりし、水の比重よりも軽い下水道のマンホールなどは浮き上がる場合がある。

NPO（Non Profit Organization）

営利を目的とせず、地域の課題に対して自発的に取り組み、継続して社会貢献活動を行う民間団体（民間非営利団体）。

延焼遮断帯

大震災時などの市街地大火を防止するため、幹線道路や河川、鉄道の沿線を不燃化し、火災の延焼拡大を防止する地帯。

オープンスペース

道路、公園、広場、河川など、建物に覆われていない土地の総称。

【か行】

旧耐震基準

建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和56(1981)年5月31日までの建築物において適用されていた基準をいう。これに対して、その翌日以降に適用されている現行の耐震基準を「新耐震基準」といい、中規模の地震に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。

共同建替え

地権者の異なる複数の敷地を統合して一つの建築物を建築すること。

緊急輸送道路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点とを相互に連絡する道路をいい、第一次～第三次まで設定されている。

第一次：応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、重要港湾、空港等を連絡する路線。

第二次：一次路線と区市町村役場、主要な防災拠点（警察、消防、医療等の初動対応機関）を連絡する路線。

第三次：その他の防災拠点（広域輸送拠点、備蓄倉庫等）を連絡する路線。

広域避難場所

地震火災から区民を安全に保護するため、火災が鎮火するまで一時的に待つ場所で、東京都が指定している。東京都では避難場所というが、区では、避難所との混同を避けるため広域避難場所と表記している。

公益施設

教育施設（学校、保育園等）、医療施設（病院、診療所等）、コミュニティー施設（公民館、集会所等）など、住民の生活のために欠かせないサービス施設。

公開空地

建築敷地内で不特定の人々に公開される通路や広場等の空地。

公共施設

道路や公園、広場など、地域の骨格となる施設。

交通結節点

複数の交通動線（鉄道・バス等）が集中的に結節する箇所。

高度利用

都市計画の制度等を活用し、道路、公園、広場等の適正な整備のもとに、中高層建築物又は容積率（建築敷地面積に対する延べ面積の割合）の高い建築物を建築することにより、土地をより高度に利用すること。

コーホート要因法

ある基準年次の男女年齢別人口を出発点として、これに仮定された生残率（死亡率の反対）と出生率（また、必要な場合には移動率も）を適用して将来人口を計算する方法。

【さ行】

再開発促進地区

計画的な再開発が必要な市街地の中で、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区。整備方針のみを定めており、実際のまちづくりに当たっては、それぞれの地区に適した具体的な手法により整備を進める。

災害時地域貢献建築物

日頃から自主的に地震等の災害に備え、自己の安全の確保に努める「自助」と、相互に協力して地域の安全確保に努める「共助」による震災対策を促進するとともに、水害時に近隣住民の一時の避難先となる建築物として荒川区が認定した施設。

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的に、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業。

主要生活道路

住民の生活の軸となる道路のうち、主として歩車の共存や防災機能に配慮した、地域内交通の集散機能を持つ道路。

準耐火造

外壁が耐火造で屋根が不燃材料（コンクリート、モルタル、れんが、かわら、網入りガラス等）でできているもの又は主要構造部（柱、はり、壁、屋根等）が不燃材料でできているもの又は防火被覆した木造。

接道

建物の敷地が道路に接していること。建築基準法では最低 2m の接道が義務付けられている。

【た行】

耐火造

主要構造部（柱、はり、壁、屋根等）が耐火構造（鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、耐火被覆した鉄骨造、れんが造、石造等）でできているもの。

地区計画

ゆとりある居住環境の実現など、地区ごとにふさわしい良好なまちづくりを行うために、住民の考えを取り入れて、まちづくりの方針や、その方針に沿った建築物などの用途や形態の制限、緑化、道路の配置等についてきめ細やかなルールを定める制度。

低炭素

地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減すること。

低・未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況等）が低い「低利用地」の総称。

特定整備路線

市街地の延焼を遮断するなど、整備地域の防災性の向上を図る都施行の都市計画道路。関係権利者に対し生活再建支援を行いながら、平成 32 年度までの整備を目指している。

特別用途地区

用途地域が定められている一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護等の、特別の目的の実現を図るために、用途地域の指定を補完して定める地区。

都市計画道路

都市の骨格を形成し、安心して安全な住民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。

【な行】

2 項道路

昭和 25 年の建築基準法施行時、建築物が既に立ち並んでいた幅員 4m 未満の道で、建築基準法第 42 項第 2 項の基準により、特定行政庁が道路とみなして指定したもの。

【は行】

バリアフリー

障がい者や高齢者が生活する上での行動の妨げとなるバリア（障壁）を取り去った生活空間や環境のあり方。

ヒートアイランド現象

自然の気候とは異なる都市独特の局地的現象で、都市に機能と人口が集中した結果、冷房による人工排熱、コンクリート建物の蓄熱等により、最低気温が下がらなくなる現象。

防火造

柱及びはりが木造で、屋根及び外壁が不燃材料（モルタル、しっくい、タイル、スレート等）でできているもの。

防災行政無線

災害の発生時に、国や自治体が地域住民に対して、災害の発生位置、発生規模等を伝達するための通信手段として確保されている無線システム。

【ま行】

木造

主要構造物が木造で、他の区分（耐火造、準耐火造、防火造）に該当しないもの。

木造住宅密集地域

木造の建築物が密集している市街地。道路や公園等の公共施設が不十分で、火災が発生した場合には延焼を防止する機能や避難上確保されるべき機能が確保されていない場合は、防災上の危険度が高い。

【や行】

優先整備路線

都市計画道路のうち、計画的、効率的に整備するため、おおむね10年間で優先的に整備すべきと定められた路線。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、施設や製品、環境等がすべての人にとって使いやすく考えられた、人にやさしいデザインのこと。

平成 29 年 2 月発行

西日暮里一丁目まちづくり構想

編集・発行 荒川区防災都市づくり部防災街づくり推進課
〒116-8501 荒川区荒川二丁目 11 番 1 号
電話 03 (3802) 3111 (代表)



荒川区